

平成 19 年 5 月 23 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

## 株式分割および単元株制度導入による投資単位の引き下げについて

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 <sup>くろやなぎ のぶお</sup> 畔柳 信雄、以下 MUFG）は、株式分割および単元株制度導入により MUFG の普通株式の投資単位を引き下げることにについて、平成 19 年 1 月 31 日開催の取締役会において方針決定しておりますが、本日開催の取締役会において株式の分割について決議しました。また、単元株制度導入と発行可能株式総数の増加等の所要の定款一部変更案について株主総会に付議することを決議しました。今回決議した内容を含む、投資単位引き下げの内容・方法は以下のとおりです。

なお、株式の分割は、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会（普通株式に係る種類株主総会を兼ねる）および平成 19 年 6 月 27 日開催予定の各種優先株式に係る種類株主総会における、定款一部変更案の承認を条件としています。また、定款一部変更案の内容は、本日、別途公表しています。

### 1. 投資単位引き下げの方法

平成 19 年 9 月 30 日（日）を効力発生日として、普通株式 1 株を 1,000 株に分割し、同時に 100 株を 1 単元とする単元株制度を導入することで、MUFG の普通株式の投資単位を現在の 10 分の 1 に引き下げます。なお、優先株式についても普通株式と同じく 1 株を 1,000 株に分割し、同時に 100 株を 1 単元とする単元株制度を導入します。

### 2. 株式の分割

#### (1) 分割の内容

平成 19 年 9 月 30 日（日）をもって、MUFG の普通株式および各種優先株式についてそれぞれ 1 株を 1,000 株に分割します。

（注）平成 19 年 9 月 29 日（土）の最終の株主名簿、実質株主名簿および端株原簿に記載または記録された株主の所有株式を、1 株につき 1,000 株の割合で分割します。平成 19 年 9 月 29 日（土）は、株主名簿管理人の休業日につき、名義書換は実質的には平成 19 年 9 月 28 日（金）までとなります。

#### (2) 株券の提出と新株券の交付

株式の分割において現在発行されている株券の提出を要することとします。これにより、現在発行されている株券は、株式の分割の効力発生日以降、無効となりますので、これを回収して、新株券を平成 19 年 11 月下旬を目処に交付します。なお、旧株券が無効となりましても株主としての地位は失われません。ただし、株式の分割の効力発生後、普通株式の旧株券は、東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所の決済物件として利用できなくなります。

（注）証券保管振替制度をご利用の場合は、平成 19 年 10 月 1 日（月）から、株式の分割に伴い増加した分を含めて株式の売却が可能です。

#### (3) 株券提出期間

平成 19 年 8 月 10 日（金）から平成 19 年 9 月 29 日（土）まで

（注）平成 19 年 9 月 29 日（土）は、株主名簿管理人の休業日につき、実質的な提出期間は平成 19 年 9 月 28 日（金）までとなります。

(4) 定款の一部変更

発行可能株式総数の増加および株式分割に伴う所要の定款一部変更案を平成 19 年 6 月下旬開催予定の定時株主総会および種類株主総会に付議します。

(5) 分割により発行される株式数

	発行済株式総数	発行される株式数	発行後新株式数
普通株式	10,861,643.79 株	10,850,782,146.21 株	10,861,643,790 株
第一回第三種優先株式	100,000.00 株	99,900,000.00 株	100,000,000 株
第八種優先株式	17,700.00 株	17,682,300.00 株	17,700,000 株
第十一種優先株式	1.00 株	999.00 株	1,000 株
第十二種優先株式	33,700.00 株	33,666,300.00 株	33,700,000 株

(注) 発行済株式総数は平成 19 年 4 月 30 日現在。分割基準日までに優先株式の取得請求、自己株式の消却等により発行済株式総数に変動があった場合は、それに応じて発行される株式数および発行後新株式数も変動します。

3. 単元株制度導入

(1) 変更の内容

前記の株式分割の効力発生を条件として、平成 19 年 9 月 30 日(日)をもって単元株制度を導入し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 定款の一部変更

前記の単元株制度の導入および単元株制度導入に伴う所要の定款一部変更案を平成 19 年 6 月下旬開催予定の定時株主総会および種類株主総会に付議します。

4. 今後の日程 (予定)

平成 19 年 6 月 27 日(水)	各種優先株式に係る種類株主総会
平成 19 年 6 月 28 日(木)	定時株主総会 (普通株式に係る種類株主総会を兼ねる)
平成 19 年 8 月 9 日(木)	単元株制度導入に関する公告ならびに株式の分割基準日および株券提出に関する公告
平成 19 年 8 月 10 日(金)	株券提出開始
平成 19 年 9 月 25 日(火)	東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所における売買取引停止の開始
平成 19 年 9 月 28 日(金)	東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所における売買取引停止の終了 実質的な株券の提出期日
平成 19 年 9 月 29 日(土)	株式の分割基準日 株券の提出期日
平成 19 年 9 月 30 日(日)	株式の分割 (1 株を 1,000 株に分割) 効力発生日 単元株制度導入 (単元株式数 100 株)
平成 19 年 11 月下旬目処	新株券の交付

(注) 株券の提出期日以降も旧株券と新株券の交換は受付いたしますが、旧株券は株式の分割の効力発生日以降、決済物件として利用できません。株券提出期限までに提出いただくか、証券保管振替制度をご利用されるようお願いいたします。

## 5. 米国預託証券（ADR）の原株との交換比率

MUFG は、ADR をニューヨーク証券取引所に上場しております。前記の株式分割の効力発生を条件として、以下のとおり、MUFG の ADR と原株との交換比率を変更します。

現在の比率:	1,000ADR=1 原株
変更後の比率:	1,000ADR=1,000 原株（1 対 1）
基準日:	平成 19 年 9 月 28 日（金）（米国東部時間）
変更後の最初の取引日:	平成 19 年 10 月 1 日（月）（米国東部時間）

以 上